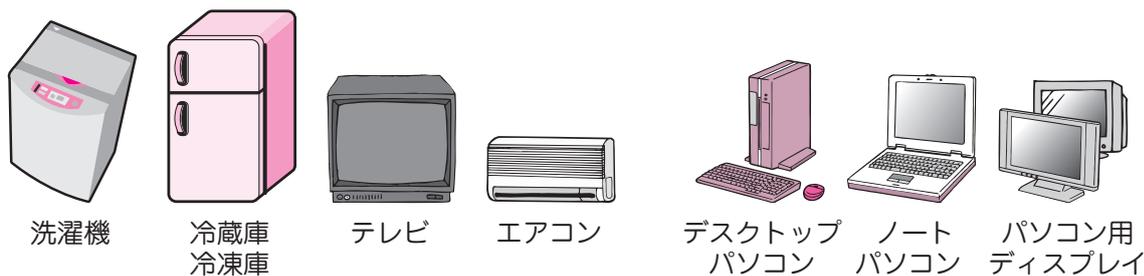




# 家電・パソコンリサイクル



洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・エアコンの5種類の家電製品とデスクトップパソコン・ノートパソコン・パソコン用ディスプレイは市の不燃・粗大ごみとして回収できません。

平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が本格施行しました。これは一般家庭や事業所から排出された特定の家電製品（洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・エアコン）の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量し、資源の有効利用を促進するための法律です。

また、家庭の使用済みパソコンをわたしたちに有益な資源として再利用するため、資源有効利用促進法に基づいたパソコンリサイクルが平成15年10月から始まっています。ご理解とご協力をお願いします。

## 洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・エアコンを処分するためには

- 市内の郵便局でリサイクル券を購入し、次の指定引取場所に各自でお持ちください。

- 新品と買い替える場合は、購入時に家電販売店に相談してください。※家電の引き取りを行っている販売店もありますので、最寄りの販売店に相談してください。

※自分で運搬できない場合は、市が許可しているごみの収集運搬業者に依頼（有料）してください。

## 製造メーカー別指定引取場所

メーカー名	引取場所
松下 東芝 ビクター コロナ	(株)鈴木商会 室蘭支店 (室蘭市東町3丁目1-10) ☎42073
日立 三菱 サンヨー シャープ ソニー	エア・ウォーター物流(株) 室蘭営業所 (室蘭市港北町1丁目25-35) ☎557121

※そのほかの製造メーカーについては、指定引取場所にお問い合わせください。

## デスクトップパソコン・ノートパソコン・パソコン用ディスプレイを処分するためには

### ◎回収再資源化料金

平成15年9月までに販売されたパソコンを処分する場合は、1点につき3〜4千円程度の料金が掛かります。

平成15年10月以降に販売されたパソコンは料金が掛かりません。

※詳しくは、社団法人電子情報技術産業協会のホームページ (<http://www.pc3r.jp/>) をご覧ください。

※プリンター、スキヤナーなどの周辺機器、ワープロ専用機などは回収の対象となりませんので、燃や

せないごみに出してください。

## ◎パソコンリサイクルの流れ

- ①パソコン製造メーカーに回収の申し込みをします（電話やEメールなど）。
- ②PCリサイクルマークのない製品は、メーカーから回収資源化料金の支払い通知書が送付されます。
- ③回収資源化料金を各メーカー所定の方法（郵便振替、銀行振込など）で支払います。
- ④メーカーから専用のゆうパック伝票が送付されます。
- ⑤ご家庭で使用済みパソコンなどを梱包し、メーカーから送付された専用のゆうパック伝票を張り付け、最寄りの郵便局窓口を持ち込むか、「ゆうパック伝票」記載の郵便局に電話して個別収集の手続きをしてください。

※PCリサイクルマークのある製品は①④⑤の順となります。

## ◎引き取り先のないメーカーのパソコンリサイクル方法

自作や倒産したメーカー、日本の市場から撤退してしまった海外メーカーのパソコンなど引き取り先のない場合は、有限責任中間法人パソコン3R推進センター（☎03-5282-17685・ホームページ<http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>）にご相談ください。